

## 避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインについて

### 1 ガイドラインについて

東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね30km内のUPZを含む関係市町（女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町）が、原子力災害が発生又は発生する恐れがある場合において実施する住民避難の計画を作成する際の基礎的事項を定めたもの。

なお、県及び関係市町地域防災計画〔原子力災害対策編〕において、関係市町が避難計画を策定し、県は当該計画の作成を支援することとしており、支援の一つとして策定したもの。

### 2 ガイドラインのポイント

#### ■関係市町が避難計画を作成する際の基本的事項を定めたもの

- ・広報手段、避難手段、避難方法、避難者支援体制

#### ■UPZ内の21万人分の避難場所を、宮城県内のUPZ外に全員分確保

<例>

避難元	避難先
女川町	栗原市
石巻市	仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町（27市町村）

#### ■複合災害を念頭とした防災対策

- ①人命確保を最優先（よりリスクが高い局面（津波等）での対応を予め検討）
- ②受入側自治体が被災した際にも、受け入れる余力がある自治体間で調整する仕組みを構築（被害が甚大で、県内では対応できない場合には隣県でカバー）
- ③避難集合場所、経路及び手段選択の多様化
- ④ガソリン不足を念頭に、普段から自家用車への余裕ある給油を啓発

#### ■現実的な避難手段(自家用車避難)の採用

- ・「自助、共助、公助」の考えにより、自力による避難の他、乗り合わせを推奨し、自力避難不可能な場合には、バスやヘリコプター等による避難を実施

#### ■避難対象区分毎に避難方法を検討

- ・一般住民、児童生徒、要配慮者（在宅、社会福祉施設通所者及び入所者並びに病院入院患者）毎のケースを想定
- ・要配慮者等の避難の実効性向上を図るため、関係市町による計画策定後においても、国ワーキングチームの支援を受けながら関係機関と検討を継続していく。

### 3 今後の予定

関係市町に対しては、県が設置した「避難計画作成ワーキンググループ会議」等を通じ、本ガイドラインを参考として、避難計画を年度内に策定するよう要請しているところである。